

三条市未来の学校検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三条市立小学校及び三条市立義務教育学校の前期課程（以下「学校」という。）の児童数が減少する中で、更なる減少を見据えた将来の学校の在り方について総合的に検討を行うため、三条市未来の学校検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 児童の学びに適切な集団規模に合わせた学校の在り方に関する事。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、委員37人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 地域の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) 公募により選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。